



サテライトオフィス進出をサポートします！



サテライトオフィスとは…

インターネットの活用により、本社（本拠地）から離れた場所に設置するオフィスです。
 その中でも、場所を選ばないテレワークに適したIT関連事業者の誘致に力を入れています。
 オフィス開設後の賃借料と通信回線使用料の補助により、進出をバックアップします。

三原市内でのサテライトオフィス設置 補助金の概要（抜粋）

■ 補助の対象事業

情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業 ※1.統計法に規定する日本標準産業分類上の定義

■ 補助の要件（主なもの）

サテライトオフィスの設置に伴い、新規雇用常用労働者を1人以上配置すること

■ 補助金対象の経費と金額

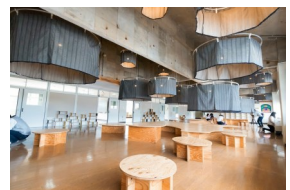
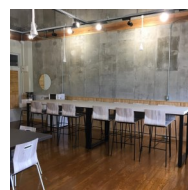
対象の経費	補助の金額		補助の期間	経費の具体例
	補助率	補助の上限		
不動産の賃借料	対象経費の50%	年間300万円まで	操業開始日から 36ヶ月まで (3年間)	事務所家賃、駐車場代など
通信回線使用料		年間500万円まで		インターネット使用料など
自動車リース料		月2万円まで		業務で使用する車両のリース料
オフィス改修費用		50万円まで	1 回限り	操業時の内装工事など
備品購入費用 (1点2万円以上に限る)		50万円まで		パソコン、デスクの購入など
通信回線引込費用		5万円まで		インターネット開通工事など

★お試しに…三原市では無料の「お試しサテライトオフィス」をご用意しています！

【利用条件】 市外に事業所と住民票を有する方 他

【利用期間】 1日から可 最長1ヶ月間

是非お気軽にご利用ください！



お問い合わせ

三原市役所 商工振興課 企業誘致係（三原市港町丁三目5番1号 3階）

TEL：0848-67-6013 Email：shoko@city.mihara.hiroshima.jp

